

厚生委員会記録

開催日時 平成25年9月10日(火) 13:03~14:34

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小泉 米造 委員長

尾崎 充典 委員

小林 照代 委員

畠 真夕美 委員

安井 宏一 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

山本 進章 副委員長

出席理事者 江南 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

高城 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○小泉委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて質疑があればご発言願います。

○小林委員 2つの問題について質問をさせていただきます。

1つは奈良県の障害者計画の問題です。見直しの作業が行われていると思いますけれども、その見直しの状況です。それから、計画を立てるに当たって、ニーズの把握が必要だと思いますが、今取り組まれておりますアンケート調査や障害者団体との意見交換会等の状況についてどうなっているのかをお尋ねいたします。

2つ目の問題は、成年後見制度についてです。ご承知のように、判断が不自由な認知高

齢者、障害者にかわって財産管理や福祉サービスの契約を行う制度ですけれども、介護保険の制度開始と同時に、2000年に、始まりました。先日新聞報道がありまして、全国で約16万6,000人の方が利用されているわけですけれども、後見人は半数が親族、残りは弁護士や司法書士、社会福祉士など、市民後見人の方もそれに加わっております。

それでお尋ねをしたいのは、奈良県でこの成年後見制度の申し立て件数が、何人になるのか、その内訳をお尋ねしたいと思います。それから、市町村長申し立てがどのくらいあるのかということです。それから、先ほど言いましたけれども、後見人の内訳が、大体どんな状況になっているのかということをお尋ねいたします。

○有本障害福祉課長 障害者計画の見直しの状況につきましてお答えいたします。

現行の奈良県障害者計画は平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としておりまして、平成27年3月を目途に現在その見直しを進めているところでございます。

その見直しに当たりましては、3つの点を基本的な考え方にしています。1つ目は、現行の障害者計画の進捗状況等を振り返り、整理すること。2つ目は、障害者施策の関係者及び団体のご意見を十分聴取し、実情を把握すること。3つ目は、各分野、各部局におけるそれぞれの障害者施策と関連性を保ちながら、それぞれ積極的に展開することです。

また、見直しをどのように行うかにつきましては、その過程、道筋、プロセスが大事であると考えておりまして、障害のある人などとともに行動し、ともに考えながら障害者計画の見直しに取り組んでいきたいと考えています。

スケジュールといたしましては、今年度は障害当事者団体等から意見を十分聞きながら、また、アンケート調査の実施により現状と課題を整理し、施策の検討を行います。来年度は計画案の作成、パブリックコメントの実施、議会報告等を行い、平成27年4月の施行を予定しています。障害当事者団体との意見交換会でございますが、これまでに4団体と実施済みでございます。また、アンケート調査では9月5日現在で78名の方から104項目の意見をいただいているところです。引き続き当事者団体との意見交換会を行いながら、また、意見、要望等の聴取に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○杉山長寿社会課長 成年後見制度についてお答えをさせていただきます。

奈良県の申し立ての状況でございますが、平成24年1月から12月までの奈良県内におけます成年後見開始の申し立ての件数は447件でございます。内訳といたしまして、後見が324件、補佐が92件、補助が31件という状況でございます。この447件

のうち市町村長申し立てによるものは50件といった実績でございます。

また、成年後見につきましては、原則として四親等以内の親族等が申し立てを行うことになっておりますが、こういった申し立てを行う親族等のいらっしゃらない方々のために市町村長による申し立てといった制度がございます。こちらの実績でございますが、ホームページで公開をされておりますが、平成20年1月からの5年間で奈良県内、累計で157件、市町村長申し立てによる実績があるといった内容でございます。

2点目の後見人の内訳につきましては、委員お述べのように、弁護士、司法書士、あるいは社会福祉士といった専門職が大半と認識はしておりますが、詳細、内訳については把握はできていない状況でございます。以上でございます。

○小林委員 ご答弁ありがとうございます。それで障害者計画ですけれど、十分ご承知のように障害者というのは大きく言いますと3つあります。身体と、それから知的と精神とあるのですけれども、また、その中でも疾病によりまして、内部障害であるとか、視力であるとか聴力であるとか、非常に細かく分かれております。そういうところでは、それぞれのニーズというのは、非常にさまざまであると思います。

それで、障害者団体との意見交換会ということで、4団体とされたということですが、私はもっともっと多くの団体を対象にさせていただきたい。48団体ぐらいあるのではないかと聞いているのですけれども、これを広げていただくお考えがあるのか。それから、アンケートの調査も、そういうことを考えましたら、もっと多くの方々に聞いていただきたいと思っているのですけれども、この辺も今後拡大をしていただけるのか、その点をお尋ねします。

それから、成年後見制度ですけれども、皆さん、ご存じのように、先日は認知症の人の推計が15%になって、2012年度時点で約462万人と厚生労働省の研究班の調査で発表されておまして、成年後見を必要とする人が、認知症も、障害者も、非常にふえております。その中で今、件数も上がってきておりますけれども、市町村長の申し立てですが、実は申し立てをする親族がいないとか、あるいは行方不明になったとか、あるいは申し立てを拒否されるという場合の対象者が、非常にこれからふえていくと、必要性がふえていくと思っております。

一つのケースですけれども、私が少し勤めておりました生活介護の事業所ですが、重度の知的障害者のAさんという方は、市営住宅で父母と暮らしておられたのですが、両親が死亡されて、ひとり暮らしになりました。世話をする人がいないわけですから、結局

食事もとれなくなりまして、おなかがすいて町をうろついて、お店とかスーパーのパンとか菓子などをとっては捕まり、警察に行き、そのような繰り返しが続いてました。衣服はどろどろになっていますし、それだけではなくもう大変な状況だったのですが、障害者事業所の職員の方が、あるときそのことを知りまして、これは事業所で受け入れざるを得ないということで受け入れました。

お姉さんが1人いたのですけれども、音信不通でしたし、Aさんは生活保護と障害者年金を受給されていましたが、相当前から家賃が滞納されてまして、市から催促が何通も来ていて、もう市営住宅では生活をするのができない状態でした、新しくつくられたケアホームに入ってもらったわけですが、諸経費の支払いとかの見守りが絶対必要なのです。それで後見人が必要だということになったのですけれども、やっぱりその申し立てをする人がいないわけです。結局はこの方は市長申し立てにたどり着きまして、やっと後見人にたどり着くことができたのです。今地域では、そういう障害者と、それから認知症の方がたくさんいると思います。

それで私がお聞きしたいのは、この市町村長申し立て制度での奈良県の経費です。申し立てする場合もその経費が出るという、これは国がそういうことで制度をつくっておりますが、奈良県での補助制度の活用がどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

後見人のことで、内訳というか、正確な数字はわからないということでしたが、もう一つお尋ねしたいのは、厚生労働省はその成年後見制度について、専門職の数も限られていて後見人になってもらえる人がなかなか見つからないという中で市民後見人という制度の推進事業を今進めているわけです。これは2011年に老人福祉法を改正して進めているのですけれども、奈良県ではその状況はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。以上です。

○有本障害福祉課長 障害者団体との意見交換やヒアリングの実施につきましては、委員お述べのとおり、障害種別はやはり多く、またその障害特性、求められるニーズも多様でございますが、これからも障害者団体との意見交換会も予定しておりまして、できる限り多くの団体から意見聴取の機会を設けたいと考えております。

また、アンケート調査につきましては、市町村、団体、障害福祉サービス事業所などの協力をいただきながら8月から9月にかけて実施しているところです。調査票は、日ごろ暮らしづらいと感じていること、こうなればもっと暮らしやすくなるのにといった率直な意見を聞かせていただけるよう、記述式となっているところでございます。いずれにしま

しても、障害のある人のご意見を丁寧に聞かせていただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○杉山長寿社会課長 市町村長申し立てにかかわる費用の負担、これに対する支援につ
てのお尋ねでございます。

成年後見の申し立てに際しましては、概算ですけれど、おおむね1万5,000円程度
の費用が必要になると認識をしております。市町村長が成年後見開始の申し立てを行った
方で、その費用を負担することが困難な低所得の方に対しましては、一定の要件のもとに
市町村がその経費の助成を行うという地域支援事業の中で、そういった取り組みが行われ
ておりまして、平成24年度県内で16の市町村で実績でございますが、成年後見制度の
この普及の啓発経費も含めまして390万円余りの事業が実施されている状況でございま
す。

2つ目は市民後見の推進事業についてのご質問でございます。

委員お述べのように、高齢化また核家族化、それに伴って認知症の方がふえるといった
状況の中で成年後見を担っていただく方を専門職だけでカバーするというのは難しいとい
った状況も懸念されます。このため、これも大変必要なのですけれども、県ではまずそれ
ぞれの市町村でこの成年後見制度をきっちりと利用、活用していただくと。特に市町村長
申し立てをきっちりとやっていただくということが、まずは優先、大事な課題と認識をし
ておりまして、昨年度からですが、成年後見制度の推進事業といたしまして県の社会福祉
協議会に専門の支援員を配置いたしまして、相談窓口を開設させていただいており、そち
らのほうで市町村からの相談ですとか、あるいは啓発に向けた研修等に取り組んでいると
いった状況でございます。市民後見につきましては、県内で1つのNPO法人がその人材
の養成に取り組んでおられるという状況でございますが、県としては今後関係者の意見も
聞きながら市民後見人の養成をどのように進めていけばいいのか勉強させていただきたい
と考えております。以上でございます。

○小林委員 では、要望にしておきます。障害者計画につきまして、これからもより多く
の団体、個人の意見を聞いていただくということで、その点はぜひ進めていただきたいと
思います。今度法律が自立支援法から総合支援法になりましたけれども、やはりこのサー
ビス基盤の計画的整備ということ、計画の策定がはっきり書かれていまして、それで今の
状態を、どんなサービスがどれだけ必要なのか、数値目標、これは当然出すわけですので、
現状をどれだけ正確に詳細に把握するかということが、この計画が本当に生かされるかど

うかにかかってくると思いますので、よろしくお願いします。

それから、成年後見の市町村長申し立てですが、地域包括支援センター、現場にいる方とか、障害者の相談支援事業所で、相談支援に当たっている方々はいろいろな方々のケースを抱えているのですけれど、やっぱりまだ市町村長申し立てについては、いろいろ制限といいますか、重度でないと、ほかのなにかで使えないとか、予算の枠があるとかいろいろ言われているようです。今お聞きしましたら、そういうものはないはずだと思いますので、この辺はぜひ市町村長のこの申し立てが、もっともっと活用できるように、県からもいろいろ市町村の状況も聞いていただいて、またご指導いただけたらと思います。以上です。

○梶川委員 私の方からも簡単に。今の後見人制度について、実は私も関心を持っておりまして、市町村長の申し立て活用というやり方もあるけれども、逆に市町村長申し立てでなくても、その公費援助ができるようなことを考えてほしいという立場で、実は物をおもうと思っていたのですが、県から、これは市町村事業ですので、そんなこと言われてもなかなかいい答弁はできませんということでしたので、質問は差し控えるような気持ちでいたのですが、今出ましたので、やっぱり市町村長申し立てでなくても活用できる、公費支出ができるようなことができたらいいなと思っておりますので、県でそういったことを市町村と話ができる場合にはしていただきたいと要望をしておきます。

それから、もう一つは、いつも私は嫌がられることを言って申しわけないのですが、今回もまた新聞で窓口払いの育成資金か何かが間違っただけで支払われたというような記事が出まして、私は、これはけしからんというのではなくて、実は今福祉の現場というのは、政権は変わるわ、政策は変わるわということで、実は大変なのです。県の職員さんが今回の過払いや遅延払いをしたのは、特別養護児童施設ですか、これらは、ある意味起こるべくして起こったので、現場ではもっといろいろなことが時に起こっているのではないかと、一々新聞発表はありませんけれど、なっているのではないかという意味でいえば、もう少し行政は厳しく、公費ですからいろいろな報告を出させるけれども、現場では大変それが負担になっている。現場でもなれた職員がすぐ、やめていくようなことにもなっておりますので、できるだけ簡素化していろいろな事務報告、申請が県や行政にできるように絶えず考えてほしいと思う。これが特に私は今回の事件などを見まして、事故を見て思うところです。

仕事もしっかり決意を持ってやる人と、あるいはそうでない人と、今日のことですから

差があると思うのですが、管理職だっかわってきて仕事の仕方を、部下から逆に教えてもらう。最初はそれでももちろんいいのですけれども、その後、いつまでも教えてもらわないとわからないような管理職は、チェック機能ができないわけですから、仕事をするほうもしっかり決意を持ってやってほしいけれども、同時に今言ったように、福祉の現場にできるだけ負担がかからないような仕事の仕方を行政も進めていただきたいと要望して、一定の見解があれば出してほしいのですが。以上です。

○小泉委員長 両方とも要望ですか。

○梶川委員 決意ぐらい聞かせて。

○小泉委員長 では部長でも。

○高城医療政策部長 このたびは本当に受給者の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけしたという点、深くおわび申し上げたいと思います。今回のミスについても手続の中でさまざまなことが重なってこういうことになってしまったのではないかと思います。

また、福祉に限らず、さまざまな事務手続が今どんどん国から県、県から市町村へという流れの中で、しっかりと効率化も含めて事業を渡していくことが重要だと考えております。今回のことは本当にまことに申しわけないと思っており、きちっと反省をしてこのようなことが二度と起こらないように、部としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○梶川委員 まず、結構ですが、私は今回のことをけしからんと言っているのではなくて、やっぱり福祉の現場ではいろいろな難しいことがあるので、できるだけ簡素化していくところはして、できるようなことを行政のほうは考えて。今回の事件が警鐘だと受けとめてほしいということ、その辺をご理解いただきたいと思います。

○小泉委員長 2件続いたわけでございますので、職員の皆さん方には特に緊張感を持って仕事に当たっていただくように、特にお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○除委員 それでは、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、先ほども西岡こども・女性局長から報告がございました、奈良県こども・子育て支援推進会議についてでございます。これは国の子ども・子育て支援法を受けまして、県としては条例の中で支援推進会議設置ということが、もう既に2月定例県議会で可決されたわけですが、この2年間、こういった支援推進会議を行って、平成27年度からの5年計画で、この子育ての計画が策定されるわけですが、各市町村が

これに対して推進会議を設置しているのかどうか。県は県で推進会議を開いていろいろ意見集約をするわけですが、県の計画といえども、各市町村の積み上げだと思えます。市町村で、それぞれ状況も違いますし、まずは市町村が子ども・子育て会議を今、どれくらい設置しているのかお伺いしたいと思います。多分全部は設置されていない状況だと聞いておりますけれども、それについて開催されない、設置されない、理由についても、もし何かございましたら教えていただきたいのと、全市町村が設置するためにどのように県としては今後取り組みをされていくのかについてお伺いをしたいと思います。

2点目は、乳幼児の医療費無料化の対象年齢の拡大でございますが、これは6月、市町村から要望を受けて第1回検討会議を開かれたと聞いておりますが、今後この市町村からの要望を受けて、県としてはどういう経過で、いつぐらいにこの対象年齢の引き上げを決められるのかについてお伺いをしたいと思います。

○辻子育て支援課長 市町村の子ども・子育て会議についてお答えします。

市町村子ども・子育て会議は、各地域、各市町村におきまして必要な保育や乳児教育、また、子育て支援策を市町村計画に反映しまして、この計画に基づきまして子育て支援策が地域の実情を踏まえて実施されるために重要な役割を担っております。

県では昨年8月の新制度の関連法の成立以来、これまで3回にわたりまして市町村を対象としまして説明会を実施しまして、子ども・子育て会議の設置について働きかけてまいりました。平成25年9月1日現在では市町村子ども・子育て会議を設置済みの市町村は13市町村、今後設置予定が19市町村となっております。

市町村の設置状況を見ますと、待機児童とか児童数の減少など、子育てに関して顕著な課題がある市町村は設置の動きが早い傾向があります。しかしながら、方針が未定とされている地域、市町村におきましても会議を設置しないということではなくて、会議の設置の時期とかの具体的なことがまだ決まっていない状況であります。この2カ月間でも設置に向けた動きが、徐々にですが、進んでおります。

続きまして、県から市町村への働きかけとしましては、ことしから来月10月にかけてまして、県内を5つ程度のブロックに分けてまして新制度に向けた圏域会議を開催する予定です。

このブロック別の圏域会議では、近隣の市町村同士で子ども・子育て会議に関していろいろ話し合っただきまして、新制度に向けた準備状況とか今後の対応につきまして情報交換していただきまして、準備がスムーズに進展するように支援してまいりたいと思

ます。今後も国の子ども・子育て会議におきます新制度の検討状況に合わせまして県内全域の会議、説明会を実施するとか、ブロック別の圏域会議を設置、開催しまして円滑な準備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○河合保険指導課長 乳幼児医療の助成範囲の拡大についてのお尋ねでございます。

乳幼児医療費の助成につきましては、助成をしている市町村に対しまして、県が助成の基準を設けましてその2分の1について助成している状況でございます。現在は就学前までの入通院について助成をしております。この県の助成基準につきましては、委員お述べのとおり、市町村から拡大の要望をいただいている状況でございます。

県といたしましては、この市町村からの県の助成基準の拡大要望に応えるに当たりましては、医療費の助成対象は全ての県民が公平に受けていただくことが望ましい。言いかえますと、県が助成範囲を拡大した場合には、全ての市町村がその新たな県の基準に基づく助成範囲以上の助成をしていただくことが大切であると考えているところでございます。

そこで助成対象範囲の拡大につきましては、県内の市町村間の状況がさまざまになっていきますので、市町村と一緒に研究情報交換するため、勉強会を市長会、町村会の協力も得まして立ち上げているところでございます。現在これまでに2回開催させていただきまして、参加市町村と現状でありますとか、制度運営に関する考え方等について意見交換を行ってまいりました。今後も引き続き意見交換を行う予定としております。市長会、町村会では、この勉強会での成果を踏まえて拡大範囲についての協議をされると聞いておりまして、県としては市長会、町村会の協議の結果を伺った上で、助成範囲の拡大について検討していきたいと思っております。できるだけ速やかな実現を図っていきたいと考えております。

○除委員 今の乳幼児医療の無料化の件ですけれど、今後の取り組み状況はわかったのですが、いつ県としての結論を出すかということをお伺いしたいと思います。

それと、子ども・子育て会議につきましては、全市町村が設置をするようにということをお伺いします。今年度中に少なくとも全市町村が条例でなくても要綱でもいいということも聞いておりますので、とにかく、これは待機児童の解消も含めるわけですけれど、待機児童の解消だけではなくて、現時点の問題だけではなくて、将来にわたっての奈良県としての子育て計画でございますので、全ての市町村が子ども・子育て会議を設置するように、県としてはしっかり働きかけていただきたいと思います。

奈良県らしい子育て支援のあり方についてというのが気になったのですが、つまりしっ

かりその議論を深めて、奈良県らしい子育て支援のあり方を検討、議論されるのかと思っていますのすけれども……（発言する者あり）そうですか。奈良県らしいと書かれたその何か思いとか意図とか目標とかありましたらちょっと教えていただければと思います。

結局これは子ども・女性局だけではなく、ワーク・ライフ・バランスということになりますと、就業、働き方という部分も含まれてくる広範囲な計画とっておりますので、そういったところとの連携も最終的には行うのかと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○西岡子ども・女性局長 奈良県らしいという部分についてでございますけれども、子育て支援、本当に全国どこでも大きな課題であって、いろいろな形で取り組んでいかないといけないのが当然のことなわけですけれども、やはり本県の場合、例えば女性の就業率が、本当にずっと数値的に低いという特異な部分であるとか、また、県外就業率が非常に高いといった部分であるとか、いろいろと奈良県としての課題がございますので、そういったところをしっかりと見据えながら、ワーク・ライフ・バランスであったりとか、地域での子育ての不安感、負担感をなくす取り組みであったりとか、そういった部分について推進会議で多くのご意見をいただきながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

○河合保険指導課長 乳幼児医療費の助成の拡大を、いつ決めるかというお尋ねでございます。

できるだけ速やかに拡大を図っていきたいところですので、この事業につきましては、予算と関連する事項になってございます。平成26年度から拡大をしていきたいということとありますと、年末から年明けぐらいには予算の方針とともに、決定する必要があると考えておまして、それを目指して市町村と引き続き協議をしていきたいと思っております。

○除委員 ありがとうございます。今質問させていただいた2つの質問は、関連しているかと思えます。子どもを育てるのに経済的負担が大きいというのが子育て、少子化の一番の原因という統計の調査もありますように、安心して医療が受けられるということの大きな要因の一つだと思います。

奈良らしいということで、今、西岡子ども・女性局長からお答えがございましたが、働きたくても働けないという女性が全国に300万人余りいるそうでございます。奈良県にどれだけいるのかわかりませんが、その100分の1としても、雇用の場をふやす取り組みを、県としてもされておりますが、それとの連動もあるのかと思っておりますので、働く

場をふやししながら、子育てとの両立ができるような奈良県であれば、今後子育てもしやすくなるのかと思っておりますので、期待しておりますので、十分議論を深めていただきたいと思ひまして、終わりたいと思ひます。

○尾崎委員 地域の皆様が大変心配されている内容ですけれども、東朋香芝病院の問題で、今現状の確認と今後の見通し、考え方についてお答えできる範囲内で改めてちょっと報告をしてほしいと思ひます。

○林医療政策部次長（企画管理室長事務取扱） 東朋香芝病院問題でございますけれども、6月28日に募集要項を公表いたしまして、現在公募の手続を行っている状況でございます。7月31日までに一旦参加の申し込みをしていただきまして、8月23日に事前協議書を提出していただいたという状況でございます。この参加の申し込みの段階では9件の申し込みをいただきまして、最終的に正式の事前協議書については2件ということになっております。9月4日に審査会を開催し、検討いただきまして、現在県におきまして病床配分案の検討中でございます。

本来ですと昨日医療審議会を開催したわけであり、その医療審議会にお諮りした上でということで考えておりましたけれども、1点は、大阪地方裁判所の判決、決定によりまして10月1日からの保険医療機関の指定取り消し処分の執行停止がなされているという状況もありまして、さらに慎重に審査を進める必要があると判断いたしておひまして、その詳細につきましては、現在まだ審査中の段階ですので、説明は控えさせていただきますけれども、今後配分案の検討を行ひまして、医療審議会において改めてお諮りしてご意見を伺った上で、9月末をめどに決定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○尾崎委員 地域の皆様の要望をしっかりと聞いていただいて、検討していただきますことを要望しておきます。以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、本日の委員会を終わります。ご苦勞さんでした。